

重要 東日本大震災により被災された 後期高齢者医療制度被保険者の皆様へ

平成24年10月1日以降は、有効期限が切れていない「一部負担金等免除証明書」をお持ちの方のみ、医療機関等での窓口負担が免除となります。

医療機関等での窓口負担の免除について

1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等^(※1)に該当する方

(1) 医療機関等での窓口負担の免除を受けることができる期限は、平成25年2月28日までとなります。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と指定された区域等をいいます。(過去に指定されていた場合も含みます。)震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(2) これまで「一部負担金等免除証明書」の提示が不要であった以下の町村の被保険者の方については、平成24年10月1日以降、引き続き窓口負担の免除を受けるためには、窓口で「一部負担金等免除証明書」^(※2)を提示する必要があります。

なお、平成24年10月1日以降は、有効期限が切れた一部負担金等免除証明書は使用できませんので、ご注意ください。

(※2) 一部負担金等免除証明書は、住民登録してある市町村から送付されます。

町村名 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 警戒区域等以外^(※3)の方は、平成24年9月30日で免除期間は終了となります。

(※3) ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った ③主たる生計維持者の行方が不明である
④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない のいずれかに該当する方となります。

振り込め詐欺・不審な電話にご注意ください!!

本県をはじめ全国で、官公庁職員等を装い、ATMを操作させ現金を振り込ませようとする振り込め詐欺や、キャッシュカードをだまし取ったり、通帳の残高・口座番号を聞き出そうとする不審電話が相次いで発生しています。「カードを預かります」や「言うとおりにATMを操作して」などという電話がかかってきた場合は、絶対に相手にしないでください。このような電話を受けたときは、お住まいの市町村や福島県後期高齢者医療広域連合、または最寄りの警察署にご連絡ください。



詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館内 TEL024-528-9025(代表)